

本人確認書類として船舶観光上陸許可書を用いられた際の留意事項について

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和3年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第2号）の施行により、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「犯罪収益移転防止法施行規則」という。）第6条及び第7条の規定が改正され、令和3年7月19日以降、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第14条の2第4項に規定する船舶観光上陸許可書（以下「船舶観光上陸許可書」という。）を犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として用いることができることとなりました。

船舶観光上陸許可書が本人確認書類として用いられた場合には、犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項第17号に掲げる記録事項として、当該船舶観光上陸許可書の様式右上「番号」欄に記載された許可書番号ではなく、その名称に加えて、当該船舶観光上陸許可書に記載された国籍・地域及び旅券番号を記録する必要がありますので、適切な取扱いのほどよろしくお願いいたします。

○本件問合せ先

【総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課】

03-5253-5487